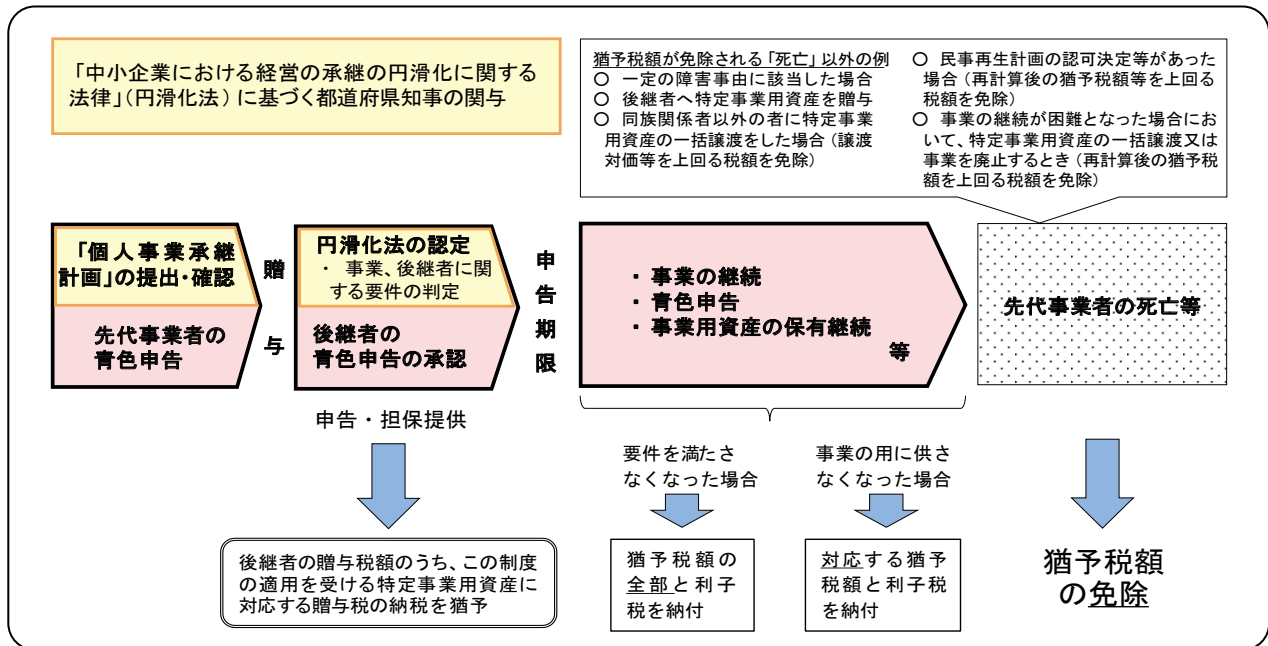


## 9 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等

この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



### 1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

#### (1) 特例の概要

円滑化法の認定<sup>(注1)</sup>を都道府県知事から受ける後継者である受贈者(以下「特例事業受贈者」といいます。)が、青色申告(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた贈与者からその事業に係る特定事業用資産<sup>(注2)</sup>の全てを贈与により取得(①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る贈与による取得及び②その期間内の取得で①の取得の日<sup>(注3)</sup>から1年を経過する日までの間の贈与による取得に限ります。)をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等<sup>(注4)</sup>には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、この特例の適用を受けた事業用資産を特例事業受贈者の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

#### 【個人の事業用資産の納税猶予及び免除の特例】

- あらまし
  - ・ 個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし
- チェックシート
  - ・ (令和2年分用)「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた
  - ・ 特例の概要等(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等)

(注) 1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号に該当することについての同条第1項の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業受贈者の主たる事務所が所在する都道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については贈与者の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、パンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」などでご確認ください。

2 「特定事業用資産」については、85ページを参照してください。

3 特例事業受贈者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、「①の取得の日」は、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。

4 贈与者が死亡した場合、この特例の適用を受けた特定事業用資産は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

## (2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件等を満たす必要があります。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。税務署にお尋ねください。

### イ 贈与者の要件

次の区分に応じ、それぞれの要件に該当する人であること。

①	特定事業用資産を有していた者が贈与の時前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者である場合
要件	<p>イからハまでの要件を全て満たすこと。</p> <p>イ その贈与の時において所得税の納税地の所轄税務署長にその事業を廃止した旨の届出書を提出していること又はこの特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限までに提出する見込みであること。</p> <p>ロ その事業について、贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により所得税の納税地の所轄税務署長に提出していること。</p> <p>ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者<sup>(注1)</sup>に該当しないこと。</p>
②	上記①以外の場合
要件	<p>イからハまでの要件を全て満たすこと。</p> <p>イ 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」<sup>(注2)</sup>の適用に係る贈与又は相続開始の直前において、その者と生計を一にする親族であること。</p> <p>ロ イの贈与の時又は相続開始の時に贈与をした贈与者であること。</p> <p>ハ 既にこの特例の適用に係る贈与をしている者<sup>(注1)</sup>に該当しないこと。</p>

- (注) 1 同一年中に他の特例事業受贈者に特定事業用資産の贈与をしている者は含まれません。  
 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」については、「相続税の申告のしかた」を参照してください(以下同じです)。

### ロ 特例事業受贈者の要件

贈与者からこの特例の適用に係る贈与により特定事業用資産を取得した人で、次のいずれにも該当する人であること。

①	贈与の日において20歳以上であること。
②	「円滑化法の認定」を受けていること。
③	贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業(その事業に準ずるものとして一定のものを含みます。)に従事していたこと。
④	贈与の時から申告期限までの間に特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、その申告期限まで引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。
⑤	申告期限において、特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること <sup>(注1)</sup> 。
⑥	特定事業用資産に係る事業が、贈与の時において、資産保有型事業 <sup>(注2)</sup> 、資産運用型事業 <sup>(注3)</sup> 及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。
⑦	円滑化省令第17条第1項の都道府県知事の確認(同項第3号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた者であること。

- (注) 1 青色申告の承認を受けるためには、業務を開始した日(贈与の日)から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。ただし、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。  
 2 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から猶予されていた税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間内において、特定資産\*の保有割合が、その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額の70%以上の事業をいいます。  
 ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことなど一定の事由が生じたことにより、その保有割合が70%以上となった場合には、その事由が生じた日から同日以後6か月を経過する日までの期間は、上記の期間から除かれます。

※ 「特定資産」とは、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限ります。）、現金・預貯金等（特別関係者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の一定の資産をいいます。

3 「資産運用型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、この特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年1月1日から猶予されていた税額の全部につき納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において、特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の事業をいいます。

ただし、特例事業受贈者の事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことなど一定の事由が生じたことにより、その運用収入の割合が75%以上となった場合には、その事由が生じた年の1月1日からその翌年の12月31日までの期間は、上記の期間から除かれます。

## ハ 特例の対象となる特定事業用資産

特例の対象となる特定事業用資産は、贈与者の事業の用に供されていた次に掲げる資産（贈与者のこの特例の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表※に計上されているものに限ります。）をいいます。

※ 贈与者が84ページのイ②の者に該当する場合には、特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る贈与の日又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続開始の日の属する年の前年分のその事業を行っていた者の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表となります。

(イ) 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、その宅地等の面積の合計のうち400㎡以下の部分であって、建物又は構築物の敷地の用に供されている一定のものに限ります。）

(ロ) 建物（その建物の床面積の合計のうち800㎡以下の部分であって一定のものに限ります。）

(ハ) 減価償却資産（(ロ)に掲げるものを除きます。）で次に掲げるもの

A 固定資産税の課税対象とされる償却資産（機械装置など）

B 自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車

C その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

(注) 上記(イ)から(ハ)までに掲げる資産は、その事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、その事業の用に供されていた部分に限られます。

## ニ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに猶予される税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。**

なお、この特例の適用に係る贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した日の属する年中においてその贈与者から贈与により宅地等又は建物である特定事業用資産を取得した他のこの特例を受けようとする者がいる場合には、その特例事業受贈者がこの特例を受けるものの選択についてのその他の者の同意が必要です。

(注) 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る適用要件チェックシート及び提出書類チェックシート」を掲載しています。

## ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けている特例事業受贈者は、猶予されている税額が免除されるまで又は猶予されている税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、**3年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及びこの特例の適用を受けた事業用資産に係る事業の状況等に関する事項を記載した届出書（以下「継続届出書」といいます。）に、一定の書類を添付して提出しなければなりません。**

なお、**継続届出書の提出がない場合には、原則として、この特例の適用が打ち切られ、猶予されている税額と利子税を納付しなければなりません。**

## 2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

1の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の者に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の者であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。